

女性会館市民企画セミナー  
企画運営委員

▼内容 市民企画セミナーの企画・運営。月2回程度の会議への出席▼募集人員 若干人▼その他 就学前の子どもの託児あり(おやつ代など実費必要)▼申し込み 5月1日までに女性会館(☎33・2800)

一般

美術博物館友の会会員

▼年会費 正会員3千円、特別会員1万円、賛助会員2万円、風伯会員1200円、高校生会員1500円▼主な特典 ①講演会、研修旅行、コンサートなど友の会主催イベントへの参加②美術博物館企画展の無料観覧③三川宿本陣資料館の無料入館④友の会報の送付▼申し込み 年会費を添えて申込書で美術博物館(豊橋公園内)※申込書は美術博物館で配布中▼問合せ先 美術博物館(☎51・2882)

花と緑のコンクール参加者

▼対象 市内の庭や店舗、事業所などで花などの植物を飾ってまち

市の融資制度をご利用ください

本市では中小企業の経営安定や近代化などを支援するため、各種融資制度を設け、資金調達の円滑化を推進します。

■小口事業資金(通常資金)

▶対象資金 市内の小規模事業者の事業資金▶融資限度額 運転資金、設備資金それぞれ1,250万円以内▶返済期間/利率 3年・5年・7年以内/年1.4%

■小口事業資金(特別資金)

▶対象資金 畜産農業など市長が別に定める業種を営む市内の事業者の資金▶融資限度額 無担保/運転資金、設備資金あわせて500万円以内、有担保/運転資金、設備資金それぞれ750万円以内▶返済期間/利率 3年・5年以内/年1.4%、7年以内/年1.5%

■経営安定資金(経済環境対策資金)

▶対象資金 市内の小規模事業者の経営安定を図るための資金▶融資限度額 運転資金1,250万円以内▶返済期間/利率 5年・7年以内/年1.3%

■経営安定資金(倒産関連資金)

▶対象資金 取引先の倒産等の影響を受けた市内の小規模事業者の経営安定を図るための資金▶融資限度額 運転資金1,250万円以内▶返済期間/利率 5年・7年以内/年1.3%

■商工業振興資金(通常資金)

▶対象資金 県内の中小規模事業者の事業資金▶融資限度額 1事業者5,000万円以内▶返済期間/利率 3年・5年以内/年1.4%、7年以内/年1.5%

■商工業振興資金(特別小口資金)

▶対象資金 県内の小規模事業者の事業資金▶融資限度額 1事業者1,250万円以内▶返済期間/利率 運転資金は3年・5年以内/年1.4%、設備資金は3年・5年・7年以内/年1.4%

■商業近代化特別資金(大型店対策資金)

▶対象資金 大規模小売店舗の影響を受ける市内の小売業者の事業資金▶融資限度額 1事業者5,000万円以内▶返済期間/利率 設備資金は5年以内/年1.3%、7年以内/年1.4%、運転資金は5年以内/年1.3%

申込先

商業観光課(市役所東館10階☎51・2431)

■商業近代化特別資金(中心市街地商業活性化推進資金)

▶対象資金 中心市街地区域内の事業者の事業資金▶融資限度額 1事業者5,000万円以内▶返済期間/利率 設備資金は5年以内/年1.3%、7年以内/年1.4%、運転資金は5年以内/年1.3%※運転資金は設備資金と併用時のみ利用可

■創業支援資金

▶対象資金 市内で新規に事業を始める資金▶融資限度額 1事業者1,000万円以内(開業の場合総開業資金の80%が上限)▶返済期間/利率 3年・5年以内/年1.4%、7年以内/年1.5%

■コミュニティビジネス創出支援資金

▶対象資金 NPO法人が定款に定める事業に必要な資金▶融資限度額 1事業者300万円以内▶返済期間/利率 1年以内/年1.7%、5年以内/年1.9%(原則、担保が必要)

◎国民金融公庫「こくきん創業融資」もご利用ください

▶問合せ先 国民生活金融公庫(☎52・3191)

〈主な融資制度〉

■女性・若者・シニア起業家資金

▶対象資金 女性、30歳未満、55歳以上の方が事業を始める資金▶融資限度額 7,200万円以内(うち運転資金は4,800万円以内)▶返済期間/利率 運転資金5年以内/年2.4%~、設備資金15年以内/年1.4%~(※利率は2月9日現在の固定金利。資金使途、返済期間によって異なる利率が適用されます)

■融資相談

▶とき 毎週水曜日▶内容 創業や経営の多角化、事業転換など「第二創業」について



昨年度の最優秀賞

の景観づくりに協力いただいている方(不法に道路を使用している場合や花の販売をしている方を除く)▼**審査** 写真審査通過者のみ5月下旬に現地審査を行います▼**その他** 応募者全員に参加賞あり。入賞作品は総合動植物公園「イベントのへや」で表彰式と写真展を行います。応募写真は返却しません。写真の著作権は主催者に帰属します▼**応募方法** 5月21日(必着)までに植物を飾っている状態のわかる写真を添えて①自薦の場合/郵便番号、住所、氏名、電話番号、応募地周辺の案内図②他薦の場合/推薦する方、される方の郵便番号、住所、氏名、電話番号、応募地周辺の案内図を豊橋みどりの協会(〒441-3147大岩町字大穴1238)▼**問合せ** 豊橋みどりの協会(☎41-7400)

## 各種補助制度をご利用ください

企業活動の活性化や立地促進のため、市内の中小事業者や工場・倉庫等を立地する事業者への各種補助制度などがあります。

### 申込先

工業勤労課(市役所東館10階①~⑦☎51・2435、⑧☎51・2441)

情報ピックアップ

#### ①中小事業者のISO9001・14001・22000規格認証取得事業に対する補助制度

▶**対象** 中小事業者、中小企業団体▶**補助金額** 市内の事業所でISO9001・14001・22000規格の認証を新規取得するための登録審査料/各認証につき2分の1(上限100万円)

#### ②中小事業者が新しく取得した機械・装置に対する助成制度

▶**対象** 市内に工場、事務所を有し同一事業を2年以上継続して営んでいる中小事業者で、特定の業種に属する事業者▶**対象設備** 平成18年1月2日~平成19年1月1日に取得した直接事業に使う機械および装置で、1設備の課税標準額が次の金額のもの[卸売・小売業、サービス業/30万円以上、鉱業、建設業、製造業、運輸業等/100万円以上]▶**申請期間** 10月1日まで▶**助成金額** 課税標準額の4.2%以内で、1対象者につき300万円まで(交付は平成20年度)

#### ③中小事業者の知的財産権(特許権・実用新案権)取得事業に対する補助制度

▶**対象** 市内に本社のある次の中小事業者[従業員50人以下/条件なし、従業員51~100人/直近3か年のいずれかの決算期において当期損失が生じている場合。直近の決算期において累積損失が生じている場合]▶**補助金額** 特許権の審査請求料、実用新案権の技術評価請求料(弁理士費用含む)の2分の1(上限10万円)

#### ④中小事業者への技術支援アドバイザーの派遣制度

▶**対象** 研究開発、技術的課題に取り組んでいる市内の中小事業者または個人事業者▶**内容** 課題に応じて技術士や弁理士などの専門家を事業所へ派遣します▶**派遣回数/費用** 事業所あたり同一内容で年間4回まで/直接費用の2分の1

#### ⑤中小事業者の大学等研究機関との共同研究・委託研究に対する補助制度

▶**対象** 新技術・新製品開発に取り組む従業員100人以下の市内中小事業者▶**対象事業** 大学等研究機関との共同研究・委託研究▶**内容** 大学等研究機関に支払う研究経費の2分の1(上限50万円)

#### ⑥中小事業者の見本市・展示商談会への出展に対する補助制度

▶**対象** 市場開拓や販路拡張を図る従業員100人以下の市内中小事業者▶**対象事業** 県外(海外含む)、名古屋市内で開催される見本市、展示商談会への出展▶**補助金額** 主催者などに支払う経費の2分の1(上限/国内20万円・海外30万円)

#### ⑦創業時の事務所等賃料に対する補助制度(新規)

▶**対象** 創業後1年未満の従業員50人以下の市内中小事業者(法人)※飲食・小売・サービス業などで主に個人を最終消費者として事業活動を行う者を除く▶**補助金額** 事務所等の月額賃料(敷金、礼金、共益費、光熱水費を除く)の2分の1(上限5万円)▶**補助期間** 補助開始月から1年以内

#### ⑧工場・研究所などの立地に対する奨励金制度

▶**対象建物/立地場所** 豊橋リサーチパークへ研究所・事務所を立地または企業庁の分譲地(神野西、御津2区、若松、石巻西川)へ工場等・倉庫等を立地した事業者▶**立地奨励金** [固定資産税(土地・家屋)相当額・都市計画税相当額/5か年分(上限なし)、固定資産税(償却資産)相当額/3か年分(上限なし)][家屋・償却資産の投下固定資産額の10~20パーセント相当額(上限3億円)]▶**事業促進奨励金** 事業所税(資産割・従業員割)相当額/5か年分(上限なし)▶**その他の奨励金** 雇用促進奨励金、環境推進奨励金

▶**対象建物/立地場所** 工業地域、工業専用地域へ工場等を立地した事業者▶**立地奨励金** 固定資産税相当額・都市計画税相当額/3か年分(上限なし)▶**事業促進奨励金** 事業所税(資産割)相当額/3か年分(上限なし)

#### ◎「中小企業退職金共済制度(中退共済制度)」をご利用ください

▶**問合せ** 中退共本部(☎03-3436-0151)  
▶**内容** 中小企業で働く従業員のための国の外部積み立て型退職金共済制度。適格年金制度からの移行先の1つであり、管理が簡単で、掛金の一部を国が助成します。また、掛金以外の経費がかからず掛金は全額非課税



どなたでも



女性



男性



子ども



高齢者



障害者



事業



育児